

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二八年四月一日法律第二四号)

一、**提案理由** (平成二八年三月一八日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○高市国務大臣 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する事項であります。

最近における選挙等の執行状況を踏まえ、選挙人の投票に対する交通手段の提供に係る加算規定及び期日前投票所における選挙人名簿のオンライン対照などの設備の整備に係る加算規定を設けるとともに、開票に要する時間を実情に即するよう見直すことなどにより、開票所経費の基準額を改定することとしております。

また、最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費及び事務費などの基準額を改定することとしております。

第二に、公職選挙法に関する事項であります。

市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができることとしております。

また、期日前投票所の開閉時間について、開く時刻を午前八時三十分から二時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げることができるなどの措置を講ずることとしております。

さらに、選挙人の同伴する幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の子供は、投票所の秩序が保持されることを前提として、投票所に入ることができることとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については選挙権年齢の引き下げに係る改正公職選挙法の施行の日と同じ平成二十八年六月十九日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告（平成二八年三月二四日）

○山本公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案のうち、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に関する部分は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

次に、公職選挙法に関する部分は、選挙人の投票しやすい環境を整えるための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができるものとしております。

第二に、期日前投票所の開閉時間について、市町村の選挙管理委員会は、開く時刻を午前八時三十分から二時間以内の範囲内において繰り上げること及び閉じる時刻を午後八時から二時間以内の範囲内において繰り下げることができるもの等としております。

第三に、選挙人の同伴する幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の子供は投票所に入ることができるものとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、公職選挙法の改正に係る部分については、選挙権年齢を引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

本案は、去る三月十七日に本委員会に付託され、翌十八日に高市総務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨二十三日に質疑を行い、質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ、公明党及び改革結集の会から、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討に関する規定を追加する修正案が提出されました。

修正案について趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二八年三月二三日）

○黒岩委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表し、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正案は、公職選挙法の改正に関する部分について、期日前投票所の増設等に関す

る規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討条項を追加しようとするものであります。

本修正案の内容は、第一に、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合において、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする規定を置くこととしております。

第二に、期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰り上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする検討条項を附則に置くこととしております。

以上が、本修正案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成二八年四月六日）

○前田武志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、地方公共団体に交付する執行経費の基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討条項を追加する修正が行われております。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、閣法第三〇号の法律案について高市早苗総務大臣から趣旨説明を、修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君から衆議院における修正部分の説明をそれぞれ聴取するとともに、衆第二四号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴取した後、模擬選挙の拡充と若者の投票環境向上策、政見放送への手話通訳及び字幕の付与の現状と課題、投票機会を保障するための執行経費確保の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より閣法第三〇号の法律案に反対、衆第二四号の法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、閣法第三〇号の法律案は多数をもって、また、衆第二四号の法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。